

第44回社会保障審議会生活保護基準部会	
令和4年5月27日	参考資料2

第43回社会保障審議会生活保護基準部会	
令和4年4月27日	資料2（一部修正）

過去の生活保護基準見直しによる 影響分析について

過去の生活保護基準見直しによる影響分析について

(1) 生活扶助基準見直しによる影響額の把握

平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しによる基準額の変化の状況等を把握するため、下記①・②の集計結果を確認する。

① 生活扶助基準見直しによる基準額の変化の状況（P 4～7）

平成30年度被保護者調査の個別世帯のデータを用いて、基準見直し前後の基準額表に基づいて個々の世帯の世帯構成に対応した生活扶助基準額（生活扶助本体基準額＋各種加算）を推計。

② 生活扶助基準見直しによって金銭給付がなくなる世帯の推計（P 8～9）

①の推計結果を基に、当該基準見直しによって金銭給付がなくなる（最低生活費が収入充当額より低い状態となる）世帯数を推計する。

(2) 生活保護受給世帯の家計に与えた影響の把握及び消費支出の変化の分析

平成30年10月以降の生活保護基準の見直しが生活保護受給世帯の家計に与えた影響の把握及び消費支出の変化の分析のため、下記③の集計結果を確認する。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（P 10～13）

「社会保障生計調査」のデータを用いて、生活保護受給世帯における平成29年度から令和元年度にかけての各年度の消費支出額を集計。また、同時期における一般世帯の消費動向との比較を行うため、「家計調査」のデータを用いた同様の集計を併せて行う。

(3) 生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識に与える影響の把握

平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しが生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識に与えた影響の把握するため、下記④の集計結果を確認する。

④ 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況（次回以降、結果資料提出予定）

「家庭の生活実態及び生活意識調査」のデータを用いて、平成22年、平成28年及び令和元年における生活保護受給世帯の社会的必需項目の不足割合（※）を集計。また、同時期における一般世帯の状況との比較を行うため、一般世帯についても同様の集計を行う。

※ 社会的必需項目について経済的な理由により「保有していない」、「実施していない」と回答した世帯の割合。
なお、社会的必需項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」による。

(4) 保護の開始・廃止・停止の状況の分析

「被保護者調査」により平成24年度から令和2年度にかけての保護の廃止世帯数、停止世帯数及び開始世帯数の状況を確認する。

⑤ 保護の廃止世帯数の推移（P14～16）

⑥ 保護の停止世帯数の推移（P17）

⑦ 保護の開始世帯数の推移（P18～20）

(5) 有子世帯の扶助の見直しによる影響分析

<教育扶助及び高等学校等就学費に係る基準額の見直しによる影響分析>

平成30年10月以降の教育扶助及び高等学校等就学費の基準額の見直しによる基準額の変化の状況を把握するため、下記⑧の集計結果を確認する。

⑧ 教育扶助及び高等学校等就学費に係る基準額の変化の状況（P21）

平成30年度被保護者調査の個別世帯のデータを用いて、基準見直し前後の基準額表に基づいて個々の世帯の世帯構成に対応した教育扶助額及び高等学校等就学費の基準額を推計。

<教育扶助及び高等学校等就学費に係る基準額の見直しによる影響分析>

教育扶助及び高等学校等就学費のうち学習支援費について、平成30年10月に運用の見直しと併せて行われた基準の見直しが、生活保護受給世帯に与えた影響を把握するため、下記⑨の状況を確認する。

⑨ 学習支援費の支給状況等（P22～24）

福祉事務所からの各管内での教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告を基に、実績を積み上げたものだけでなく、日々の業務の中で把握されている運用実態の概況を含め、令和2年度の支給状況等をまとめる。

※ 児童養育加算及び母子加算の見直しの影響については、（1）から（4）に含まれる。

① 生活扶助基準見直しによる基準額の変化の状況（1 / 4）

高齢者世帯

〔世帯数〕

〔構成割合〕

生活扶助基準額の変化率	高齢者世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	74,962	36,901	37,857	179	25	153,160
4%以上 ～ 5%未満	10,130	3,032	7,035	62	1	26,533
3%以上 ～ 4%未満	33,795	29,875	3,852	63	5	82,884
2%以上 ～ 3%未満	44,686	30,579	14,012	76	19	86,693
1%以上 ～ 2%未満	96,408	91,570	4,736	94	8	203,057
0%以上 ～ 1%未満	50,956	46,597	4,294	61	4	78,540
-1%以上 ～ 0%未満	147,482	146,836	565	79	2	205,552
-2%以上 ～ -1%未満	23,550	21,428	2,005	107	10	84,080
-3%以上 ～ -2%未満	104,082	101,771	2,199	89	23	195,796
-4%以上 ～ -3%未満	297,749	297,686	-	57	6	499,062
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	883,800	806,275	76,555	867	103	1,615,357

生活扶助基準額の変化率	高齢者世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	8.5%	4.6%	49.5%	20.6%	24.3%	9.5%
4%以上 ～ 5%未満	1.1%	0.4%	9.2%	7.2%	1.0%	1.6%
3%以上 ～ 4%未満	3.8%	3.7%	5.0%	7.3%	4.9%	5.1%
2%以上 ～ 3%未満	5.1%	3.8%	18.3%	8.8%	18.4%	5.4%
1%以上 ～ 2%未満	10.9%	11.4%	6.2%	10.8%	7.8%	12.6%
0%以上 ～ 1%未満	5.8%	5.8%	5.6%	7.0%	3.9%	4.9%
-1%以上 ～ 0%未満	16.7%	18.2%	0.7%	9.1%	1.9%	12.7%
-2%以上 ～ -1%未満	2.7%	2.7%	2.6%	12.3%	9.7%	5.2%
-3%以上 ～ -2%未満	11.8%	12.6%	2.9%	10.3%	22.3%	12.1%
-4%以上 ～ -3%未満	33.7%	36.9%	-	6.6%	5.8%	30.9%
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<再掲>

<再掲>

0%以上 ～	310,937	238,554	71,786	535	62	630,867
～ 0%未満	572,863	567,721	4,769	332	41	984,490

0%以上 ～	35.2%	29.6%	93.8%	61.7%	60.2%	39.1%
～ 0%未満	64.8%	70.4%	6.2%	38.3%	39.8%	60.9%

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成30年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成30年7月時点の世帯属性に応じて

- ・ 平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）
- ・ 令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）

をそれぞれ算出し、その比較を行ったもの。（基準額から収入額を除く扶助額を比較したものではない。）

① 生活扶助基準見直しによる基準額の変化の状況（2 / 4）

母子世帯

〔世帯数〕

生活扶助基準額の変化率	母子世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	27,228	・	21,341	3,554	2,333	153,160
4%以上 ～ 5%未満	5,076	・	3,647	910	519	26,533
3%以上 ～ 4%未満	5,558	・	3,627	932	999	82,884
2%以上 ～ 3%未満	13,587	・	5,499	5,968	2,120	86,693
1%以上 ～ 2%未満	7,630	・	2,848	2,080	2,702	203,057
0%以上 ～ 1%未満	8,688	・	4,544	3,190	954	78,540
-1%以上 ～ 0%未満	3,624	・	1,058	1,506	1,060	205,552
-2%以上 ～ -1%未満	3,647	・	31	1,734	1,882	84,080
-3%以上 ～ -2%未満	5,902	・	13	3,817	2,072	195,796
-4%以上 ～ -3%未満	1,962	・	-	1,907	55	499,062
-5%以上 ～ -4%未満	-	・	-	-	-	-
～ -5%未満	-	・	-	-	-	-
合計	82,902	・	42,608	25,598	14,696	1,615,357

〔構成割合〕

生活扶助基準額の変化率	母子世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	32.8%	・	50.1%	13.9%	15.9%	9.5%
4%以上 ～ 5%未満	6.1%	・	8.6%	3.6%	3.5%	1.6%
3%以上 ～ 4%未満	6.7%	・	8.5%	3.6%	6.8%	5.1%
2%以上 ～ 3%未満	16.4%	・	12.9%	23.3%	14.4%	5.4%
1%以上 ～ 2%未満	9.2%	・	6.7%	8.1%	18.4%	12.6%
0%以上 ～ 1%未満	10.5%	・	10.7%	12.5%	6.5%	4.9%
-1%以上 ～ 0%未満	4.4%	・	2.5%	5.9%	7.2%	12.7%
-2%以上 ～ -1%未満	4.4%	・	0.1%	6.8%	12.8%	5.2%
-3%以上 ～ -2%未満	7.1%	・	0.0%	14.9%	14.1%	12.1%
-4%以上 ～ -3%未満	2.4%	・	-	7.4%	0.4%	30.9%
-5%以上 ～ -4%未満	-	・	-	-	-	-
～ -5%未満	-	・	-	-	-	-
合計	100.0%	・	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<再掲>

0%以上 ～	67,767	・	41,506	16,634	9,627	630,867
～ 0%未満	15,135	・	1,102	8,964	5,069	984,490

<再掲>

0%以上 ～	81.7%	・	97.4%	65.0%	65.5%	39.1%
～ 0%未満	18.3%	・	2.6%	35.0%	34.5%	60.9%

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成30年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成30年7月時点の世帯属性に応じて

- ・ 平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）
- ・ 令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）

をそれぞれ算出し、その比較を行ったもの。（基準額から収入額を除く扶助額を比較したものではない。）

① 生活扶助基準見直しによる基準額の変化の状況（3 / 4）

傷病者・障害者世帯

〔世帯数〕

〔構成割合〕

生活扶助基準額の変化率	傷病者・障害者世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	24,558	66	23,031	1,048	413	153,160
4%以上 ～ 5%未満	5,916	1,201	4,208	384	123	26,533
3%以上 ～ 4%未満	24,117	13,030	9,977	830	280	82,884
2%以上 ～ 3%未満	16,273	6,686	8,418	589	580	86,693
1%以上 ～ 2%未満	76,024	71,938	2,411	726	949	203,057
0%以上 ～ 1%未満	11,046	8,294	715	1,522	515	78,540
-1%以上 ～ 0%未満	38,584	36,431	647	1,132	374	205,552
-2%以上 ～ -1%未満	34,854	30,707	1,227	2,054	866	84,080
-3%以上 ～ -2%未満	74,044	68,926	737	3,080	1,301	195,796
-4%以上 ～ -3%未満	99,131	97,570	-	886	675	499,062
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	404,547	334,849	51,371	12,251	6,076	1,615,357

生活扶助基準額の変化率	傷病者・障害者世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	6.1%	0.0%	44.8%	8.6%	6.8%	9.5%
4%以上 ～ 5%未満	1.5%	0.4%	8.2%	3.1%	2.0%	1.6%
3%以上 ～ 4%未満	6.0%	3.9%	19.4%	6.8%	4.6%	5.1%
2%以上 ～ 3%未満	4.0%	2.0%	16.4%	4.8%	9.5%	5.4%
1%以上 ～ 2%未満	18.8%	21.5%	4.7%	5.9%	15.6%	12.6%
0%以上 ～ 1%未満	2.7%	2.5%	1.4%	12.4%	8.5%	4.9%
-1%以上 ～ 0%未満	9.5%	10.9%	1.3%	9.2%	6.2%	12.7%
-2%以上 ～ -1%未満	8.6%	9.2%	2.4%	16.8%	14.3%	5.2%
-3%以上 ～ -2%未満	18.3%	20.6%	1.4%	25.1%	21.4%	12.1%
-4%以上 ～ -3%未満	24.5%	29.1%	-	7.2%	11.1%	30.9%
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<再掲>

<再掲>

0%以上 ～	157,934	101,215	48,760	5,099	2,860	630,867
～ 0%未満	246,613	233,634	2,611	7,152	3,216	984,490

0%以上 ～	39.0%	30.2%	94.9%	41.6%	47.1%	39.1%
～ 0%未満	61.0%	69.8%	5.1%	58.4%	52.9%	60.9%

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成30年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成30年7月時点の世帯属性に応じて

- ・ 平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）
- ・ 令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）

をそれぞれ算出し、その比較を行ったもの。（基準額から収入額を除く扶助額を比較したものではない。）

① 生活扶助基準見直しによる基準額の変化の状況（4 / 4）

その他の世帯(※)

〔世帯数〕

〔構成割合〕

生活扶助基準額の変化率	その他の世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	26,412	181	24,355	1,019	857	153,160
4%以上 ～ 5%未満	5,411	594	4,052	451	314	26,533
3%以上 ～ 4%未満	19,414	7,649	10,278	912	575	82,884
2%以上 ～ 3%未満	12,147	1,818	8,380	789	1,160	86,693
1%以上 ～ 2%未満	22,995	18,222	1,622	1,017	2,134	203,057
0%以上 ～ 1%未満	7,850	3,642	606	2,410	1,192	78,540
-1%以上 ～ 0%未満	15,862	12,922	347	1,758	835	205,552
-2%以上 ～ -1%未満	22,029	17,753	626	2,176	1,474	84,080
-3%以上 ～ -2%未満	11,768	4,128	659	4,745	2,236	195,796
-4%以上 ～ -3%未満	100,220	96,591	-	2,022	1,607	499,062
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	244,108	163,500	50,925	17,299	12,384	1,615,357

生活扶助基準額の変化率	その他の世帯					(参考) 全世界帯
	小計	単身	2人	3人	4人以上	
5%以上 ～	10.8%	0.1%	47.8%	5.9%	6.9%	9.5%
4%以上 ～ 5%未満	2.2%	0.4%	8.0%	2.6%	2.5%	1.6%
3%以上 ～ 4%未満	8.0%	4.7%	20.2%	5.3%	4.6%	5.1%
2%以上 ～ 3%未満	5.0%	1.1%	16.5%	4.6%	9.4%	5.4%
1%以上 ～ 2%未満	9.4%	11.1%	3.2%	5.9%	17.2%	12.6%
0%以上 ～ 1%未満	3.2%	2.2%	1.2%	13.9%	9.6%	4.9%
-1%以上 ～ 0%未満	6.5%	7.9%	0.7%	10.2%	6.7%	12.7%
-2%以上 ～ -1%未満	9.0%	10.9%	1.2%	12.6%	11.9%	5.2%
-3%以上 ～ -2%未満	4.8%	2.5%	1.3%	27.4%	18.1%	12.1%
-4%以上 ～ -3%未満	41.1%	59.1%	-	11.7%	13.0%	30.9%
-5%以上 ～ -4%未満	-	-	-	-	-	-
～ -5%未満	-	-	-	-	-	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<再掲>

<再掲>

0%以上 ～	94,229	32,106	49,293	6,598	6,232	630,867
～ 0%未満	149,879	131,394	1,632	10,701	6,152	984,490

0%以上 ～	38.6%	19.6%	96.8%	38.1%	50.3%	39.1%
～ 0%未満	61.4%	80.4%	3.2%	61.9%	49.7%	60.9%

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成30年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成30年7月時点の世帯属性に応じて

- ・ 平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）
- ・ 令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算を除く各種加算を含む）

をそれぞれ算出し、その比較を行ったもの。（基準額から収入額を除く扶助額を比較したものではない。）

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

② 生活扶助基準見直しによって金銭給付がなくなる世帯の推計（1／2）

	総世帯				高齢者世帯				母子世帯			
	平成30年被 保護者調査 （年次調 査）におけ る被保護世 帯数	うち、金銭 給付の保護 費がある世 帯数 ①	うち、令和 2年10月の 基準額を基 に計算する と、金銭給 付がなくな る世帯数 ②	②／①	平成30年被 保護者調査 （年次調 査）におけ る被保護世 帯数	うち、金銭 給付の保護 費がある世 帯数 ①	うち、令和 2年10月の 基準額を基 に計算する と、金銭給 付がなくな る世帯数 ②	②／①	平成30年被 保護者調査 （年次調 査）におけ る被保護世 帯数	うち、金銭 給付の保護 費がある世 帯数 ①	うち、令和 2年10月の 基準額を基 に計算する と、金銭給 付がなくな る世帯数 ②	②／①
世帯計	1,615,357	1,554,950	2,810	0.18%	883,800	842,784	1,943	0.23%	82,902	81,718	25	0.03%
単身世帯	1,304,624	1,254,245	2,557	0.20%	806,275	768,317	1,905	0.25%	—	—	—	—
2人世帯	221,459	213,861	68	0.03%	76,555	73,536	36	0.05%	42,608	41,839	3	0.01%
3人世帯	56,015	54,349	120	0.22%	867	831	2	0.24%	25,598	25,279	13	0.05%
4人世帯以上	33,259	32,495	65	0.20%	103	100	0	0.00%	14,696	14,600	9	0.06%

※ 「①金銭給付の保護費がある世帯」とは、「平成30年4月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を上回る世帯。

「平成30年4月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 「②金銭給付がなくなる世帯」とは、「①金銭給付の保護費がある世帯」のうち、「令和2年10月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を下回る世帯。

「令和2年10月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 実際には、個別の世帯においては、月々の医療費や収入額の変動によって、同世帯の最低生活費や収入充当額が変動することから、当該推計値は保護廃止となる世帯数を示すものではない。

② 生活扶助基準見直しによって金銭給付がなくなる世帯の推計（2／2）

	総世帯				傷病者・障害者世帯				その他の世帯			
	平成30年被保護者調査（年次調査）における被保護世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数 ①	うち、令和2年10月の基準額を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数 ②	②／①	平成30年被保護者調査（年次調査）における被保護世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数 ①	うち、令和2年10月の基準額を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数 ②	②／①	平成30年被保護者調査（年次調査）における被保護世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数 ①	うち、令和2年10月の基準額を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数 ②	②／①
世帯計	1,615,357	1,554,950	2,810	0.18%	404,547	393,228	334	0.08%	244,108	237,220	508	0.21%
単身世帯	1,304,624	1,254,245	2,557	0.20%	334,849	325,831	267	0.08%	163,500	160,097	385	0.24%
2人世帯	221,459	213,861	68	0.03%	51,371	49,686	18	0.04%	50,925	48,800	11	0.02%
3人世帯	56,015	54,349	120	0.22%	12,251	11,804	36	0.30%	17,299	16,435	69	0.42%
4人世帯以上	33,259	32,495	65	0.20%	6,076	5,907	13	0.22%	12,384	11,888	43	0.36%

※ 「①金銭給付の保護費がある世帯」とは、「平成30年4月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を上回る世帯。

「平成30年4月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 「②金銭給付がなくなる世帯」とは、「①金銭給付の保護費がある世帯」のうち、「令和2年10月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を下回る世帯。

「令和2年10月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 実際には、個別の世帯においては、月々の医療費や収入額の変動によって、同世帯の最低生活費や収入充当額が変動することから、当該推計値は保護廃止となる世帯数を示すものではない。

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（1 / 4）

高齢者世帯

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[高齢者単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	10.0	10.2	9.7	9.9	9.3	9.7
住居・教育除く	6.9	7.2	6.6	6.8	6.2	6.7
実収入	11.2	11.8	11.0	11.3	10.9	11.2

[高齢者2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	13.2	13.8	13.6	14.1	12.9	13.5
住居・教育除く	9.9	10.5	10.0	10.6	9.5	10.2
実収入	15.2	15.4	15.5	15.5	15.1	16.4

一般世帯（家計調査）

[高齢者単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	14.6	15.7	14.9	15.1	14.8	15.3
住居・教育除く	13.2	13.7	13.3	13.6	13.3	13.9

[高齢者2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	24.1	25.0	23.4	25.4	24.3	24.9
住居・教育除く	22.5	23.6	21.9	23.9	22.9	23.3

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（2 / 4）

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

母子世帯

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[母子2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	18.3	17.5	16.8	17.5	16.0	16.6
住居・教育除く	13.3	12.9	12.2	12.2	11.8	12.5
実収入	21.6	21.8	20.8	20.8	19.2	20.6

[母子3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	21.0	20.8	17.9	19.4	19.6	20.4
住居・教育除く	15.3	15.0	13.2	14.4	14.8	16.4
実収入	28.8	28.0	27.9	27.7	24.6	27.5

一般世帯（家計調査）

[母子2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	24.3	22.8	20.8	22.0	23.4	20.6
住居・教育除く	18.0	17.6	15.2	17.1	19.6	17.0

[母子3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	22.0	22.4	21.2	27.8	22.9	26.2
住居・教育除く	16.4	16.4	17.4	23.3	17.2	19.3

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。ただし、母子2人世帯、母子3人世帯については、一部の級地（2級地-2、3級地-2）においてサンプルが欠落する月が生じたため、当該月分の家計調査の結果はその前月のデータを使用。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（3／4）

その他の世帯(※)

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回)資料2より修正(赤字)

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[その他(※)の単身世帯]

(単位：万円／月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	11.2	11.4	10.8	11.1	10.4	10.8
住居・教育除く	7.8	8.1	7.5	7.9	7.1	7.7
実収入	12.8	13.2	12.4	12.7	12.0	12.5

[その他(※)の2人世帯]

(単位：万円／月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	14.7	15.4	14.4	15.2	13.9	14.5
住居・教育除く	11.2	11.9	11.0	11.8	10.8	11.3
実収入	17.2	17.8	16.4	17.5	16.8	17.7

一般世帯（家計調査）

[その他(※)の単身世帯]

(単位：万円／月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	17.7	17.9	16.8	17.7	18.8	16.7
住居・教育除く	15.0	14.9	14.2	14.8	16.0	14.2

[その他(※)の2人世帯]

(単位：万円／月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	27.1	28.4	26.6	28.2	27.4	26.8
住居・教育除く	25.0	26.1	24.3	25.8	25.3	24.7

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（4 / 4）

その他の世帯(※)の続き

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回)資料2より修正(赤字)

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)

[その他(※)の3人世帯]

(単位:万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月
消費支出額	19.5	19.1	18.8	17.5	18.4	19.5
住居・教育除く	15.5	15.4	14.8	13.9	14.4	15.7
実収入	22.3	24.2	20.8	19.4	22.8	23.8

一般世帯(家計調査)

[その他(※)の3人世帯]

(単位:万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月
消費支出額	29.0	29.3	29.7	30.1	30.9	29.9
住居・教育除く	26.2	26.8	26.4	27.0	27.7	27.1

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯(社会保障生計調査)と一般世帯(家計調査)のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

(参考) 消費者物価指数の推移

(2020年=100)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月
総合	98.5	99.3	99.4	99.8	100.0	100.4

⑤ 保護の廃止世帯数の推移（1／3）

全世帯

[廃止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	13,119	15,002	14,212	14,430	15,321	13,256	15,564	14,411	13,539	15,549	14,777	18,089
平成25年度	14,734	15,578	13,912	15,159	14,934	13,823	15,550	13,945	13,349	15,684	14,324	17,466
平成26年度	14,418	14,257	13,575	14,112	13,871	13,583	14,980	12,608	13,357	15,449	14,241	17,704
平成27年度	13,803	13,688	14,584	14,740	14,275	13,338	15,099	13,582	14,040	15,275	15,181	17,701
平成28年度	13,380	14,056	14,535	13,062	14,830	13,329	13,744	13,748	13,450	14,866	14,420	17,584
平成29年度	13,051	13,993	13,812	12,947	14,422	13,478	14,518	14,175	14,514	14,774	14,383	17,191
平成30年度	12,820	14,914	13,369	13,728	14,986	12,081	14,952	13,859	13,350	15,100	14,061	16,059
令和元年度	12,438	14,231	13,134	13,857	14,168	12,878	14,383	13,829	13,556	15,193	13,645	16,932
令和2年度	12,716	12,483	13,160	13,276	13,434	13,153	14,148	12,817	13,281	14,799	13,274	16,975

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	12.3%	3.8%	-2.1%	5.1%	-2.5%	4.3%	-0.1%	-3.2%	-1.4%	0.9%	-3.1%	-3.4%
平成26年度	-2.1%	-8.5%	-2.4%	-6.9%	-7.1%	-1.7%	-3.7%	-9.6%	0.1%	-1.5%	-0.6%	1.4%
平成27年度	-4.3%	-4.0%	7.4%	4.5%	2.9%	-1.8%	0.8%	7.7%	5.1%	-1.1%	6.6%	0.0%
平成28年度	-3.1%	2.7%	-0.3%	-11.4%	3.9%	-0.1%	-9.0%	1.2%	-4.2%	-2.7%	-5.0%	-0.7%
平成29年度	-2.5%	-0.4%	-5.0%	-0.9%	-2.8%	1.1%	5.6%	3.1%	7.9%	-0.6%	-0.3%	-2.2%
平成30年度	-1.8%	6.6%	-3.2%	6.0%	3.9%	-10.4%	3.0%	-2.2%	-8.0%	2.2%	-2.2%	-6.6%
令和元年度	-3.0%	-4.6%	-1.8%	0.9%	-5.5%	6.6%	-3.8%	-0.2%	1.5%	0.6%	-3.0%	5.4%
令和2年度	2.2%	-12.3%	0.2%	-4.2%	-5.2%	2.1%	-1.6%	-7.3%	-2.0%	-2.6%	-2.7%	0.3%

高齢者世帯

[廃止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	4,733	5,211	4,891	5,060	5,386	4,576	5,589	5,433	5,323	6,418	5,818	6,496
平成25年度	5,381	5,818	5,039	5,494	5,577	5,091	5,822	5,369	5,292	6,790	6,040	6,588
平成26年度	5,689	5,569	5,328	5,466	5,441	5,395	5,950	5,255	5,531	7,191	6,322	7,155
平成27年度	5,637	5,619	5,913	6,090	5,987	5,598	6,329	5,782	6,015	7,060	6,888	7,522
平成28年度	5,933	6,233	6,227	5,614	6,587	5,955	6,242	6,462	6,330	7,485	7,033	7,919
平成29年度	6,097	6,601	6,311	5,911	6,825	6,563	7,237	7,375	7,383	7,880	7,564	8,408
平成30年度	6,420	7,297	6,434	6,675	7,614	6,000	7,595	7,102	6,900	8,372	7,521	7,997
令和元年度	6,445	7,423	6,679	7,137	7,342	6,714	7,524	7,446	7,369	8,648	7,450	9,159
令和2年度	7,058	7,021	7,197	7,156	7,326	7,274	7,847	7,039	7,547	8,789	7,653	9,365

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	13.7%	11.6%	3.0%	8.6%	3.5%	11.3%	4.2%	-1.2%	-0.6%	5.8%	3.8%	1.4%
平成26年度	5.7%	-4.3%	5.7%	-0.5%	-2.4%	6.0%	2.2%	-2.1%	4.5%	5.9%	4.7%	8.6%
平成27年度	-0.9%	0.9%	11.0%	11.4%	10.0%	3.8%	6.4%	10.0%	8.8%	-1.8%	9.0%	5.1%
平成28年度	5.3%	10.9%	5.3%	-7.8%	10.0%	6.4%	-1.4%	11.8%	5.2%	6.0%	2.1%	5.3%
平成29年度	2.8%	5.9%	1.3%	5.3%	3.6%	10.2%	15.9%	14.1%	16.6%	5.3%	7.6%	6.2%
平成30年度	5.3%	10.5%	1.9%	12.9%	11.6%	-8.6%	4.9%	-3.7%	-6.5%	6.2%	-0.6%	-4.9%
令和元年度	0.4%	1.7%	3.8%	6.9%	-3.6%	11.9%	-0.9%	4.8%	6.8%	3.3%	-0.9%	14.5%
令和2年度	9.5%	-5.4%	7.8%	0.3%	-0.2%	8.3%	4.3%	-5.5%	2.4%	1.6%	2.7%	2.2%

※ 上記の保護の廃止世帯数には、転出によるものや一時的性格の扶助のみを受給していたことによる保護の廃止は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の廃止世帯数は、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

⑤ 保護の廃止世帯数の推移（2 / 3）

母子世帯

[廃止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	865	810	778	866	916	778	797	755	771	833	805	1,424
平成25年度	1,089	919	827	896	891	774	870	800	782	862	783	1,433
平成26年度	1,018	955	812	853	904	804	830	712	762	811	857	1,407
平成27年度	1,044	875	913	948	904	827	907	786	883	898	825	1,471
平成28年度	1,014	867	989	812	907	796	751	718	792	806	784	1,391
平成29年度	911	886	864	858	871	787	721	697	779	804	707	1,186
平成30年度	854	868	778	810	860	684	648	639	646	701	667	1,075
令和元年度	737	735	697	776	765	716	725	719	670	636	659	981
令和2年度	604	530	657	685	611	534	544	500	477	515	482	846

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	25.9%	13.5%	6.3%	3.5%	-2.7%	-0.5%	9.2%	6.0%	1.4%	3.5%	-2.7%	0.6%
平成26年度	-6.5%	3.9%	-1.8%	-4.8%	1.5%	3.9%	-4.6%	-11.0%	-2.6%	-5.9%	9.5%	-1.8%
平成27年度	2.6%	-8.4%	12.4%	11.1%	0.0%	2.9%	9.3%	10.4%	15.9%	10.7%	-3.7%	4.5%
平成28年度	-2.9%	-0.9%	8.3%	-14.3%	0.3%	-3.7%	-17.2%	-8.7%	-10.3%	-10.2%	-5.0%	-5.4%
平成29年度	-10.2%	2.2%	-12.6%	5.7%	-4.0%	-1.1%	-4.0%	-2.9%	-1.6%	-0.2%	-9.8%	-14.7%
平成30年度	-6.3%	-2.0%	-10.0%	-5.6%	-1.3%	-13.1%	-10.1%	-8.3%	-17.1%	-12.8%	-5.7%	-9.4%
令和元年度	-13.7%	-15.3%	-10.4%	-4.2%	-11.0%	4.7%	11.9%	12.5%	3.7%	-9.3%	-1.2%	-8.7%
令和2年度	-18.0%	-27.9%	-5.7%	-11.7%	-20.1%	-25.4%	-25.0%	-30.5%	-28.8%	-19.0%	-26.9%	-13.8%

傷病者・障害者世帯

[廃止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	3,789	4,451	4,437	4,197	4,471	3,928	4,510	4,069	3,764	4,245	4,252	4,932
平成25年度	4,092	4,221	3,879	4,277	4,009	3,687	4,207	3,670	3,580	3,951	3,674	4,247
平成26年度	3,565	3,447	3,337	3,592	3,483	3,381	3,725	3,070	3,344	3,665	3,405	4,176
平成27年度	3,142	3,167	3,516	3,597	3,472	3,216	3,646	3,220	3,386	3,560	3,580	3,920
平成28年度	2,954	3,095	3,269	3,027	3,363	2,949	3,038	2,989	2,969	3,125	3,118	3,706
平成29年度	2,667	2,885	2,952	2,839	3,071	2,738	2,976	2,778	2,966	2,874	2,910	3,461
平成30年度	2,495	2,970	2,806	2,889	3,008	2,481	3,087	2,780	2,690	2,902	2,842	3,130
令和元年度	2,393	2,809	2,646	2,811	2,886	2,581	2,880	2,664	2,640	3,015	2,703	3,275
令和2年度	2,466	2,408	2,515	2,622	2,697	2,516	2,701	2,559	2,498	2,715	2,505	3,140

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	8.0%	-5.2%	-12.6%	1.9%	-10.3%	-6.1%	-6.7%	-9.8%	-4.9%	-6.9%	-13.6%	-13.9%
平成26年度	-12.9%	-18.3%	-14.0%	-16.0%	-13.1%	-8.3%	-11.5%	-16.3%	-6.6%	-7.2%	-7.3%	-1.7%
平成27年度	-11.9%	-8.1%	5.4%	0.1%	-0.3%	-4.9%	-2.1%	4.9%	1.3%	-2.9%	5.1%	-6.1%
平成28年度	-6.0%	-2.3%	-7.0%	-15.8%	-3.1%	-8.3%	-16.7%	-7.2%	-12.3%	-12.2%	-12.9%	-5.5%
平成29年度	-9.7%	-6.8%	-9.7%	-6.2%	-8.7%	-7.2%	-2.0%	-7.1%	-0.1%	-8.0%	-6.7%	-6.6%
平成30年度	-6.4%	2.9%	-4.9%	1.8%	-2.1%	-9.4%	3.7%	0.1%	-9.3%	1.0%	-2.3%	-9.6%
令和元年度	-4.1%	-5.4%	-5.7%	-2.7%	-4.1%	4.0%	-6.7%	-4.2%	-1.9%	3.9%	-4.9%	4.6%
令和2年度	3.1%	-14.3%	-5.0%	-6.7%	-6.5%	-2.5%	-6.2%	-3.9%	-5.4%	-10.0%	-7.3%	-4.1%

※ 上記の保護の廃止世帯数には、転出によるものや一時的性格の扶助のみを受給していたことによる保護の廃止は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の廃止世帯数は、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

⑤ 保護の廃止世帯数の推移（3 / 3）

その他の世帯（※）

[廃止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	3,732	4,530	4,106	4,307	4,548	3,974	4,668	4,154	3,681	4,053	3,902	5,237
平成25年度	4,172	4,620	4,167	4,492	4,457	4,271	4,651	4,106	3,695	4,081	3,827	5,198
平成26年度	4,146	4,286	4,098	4,201	4,043	4,003	4,475	3,571	3,720	3,782	3,657	4,966
平成27年度	3,980	4,027	4,242	4,105	3,912	3,697	4,217	3,794	3,756	3,757	3,888	4,788
平成28年度	3,479	3,861	4,050	3,609	3,973	3,629	3,713	3,579	3,359	3,450	3,485	4,568
平成29年度	3,376	3,621	3,685	3,339	3,655	3,390	3,584	3,325	3,386	3,216	3,202	4,136
平成30年度	3,051	3,779	3,351	3,354	3,504	2,916	3,622	3,338	3,114	3,125	3,031	3,857
令和元年度	2,863	3,264	3,112	3,133	3,175	2,867	3,254	3,000	2,877	2,894	2,833	3,517
令和2年度	2,588	2,524	2,791	2,813	2,800	2,829	3,056	2,719	2,759	2,780	2,634	3,624

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	11.8%	2.0%	1.5%	4.3%	-2.0%	7.5%	-0.4%	-1.2%	0.4%	0.7%	-1.9%	-0.7%
平成26年度	-0.6%	-7.2%	-1.7%	-6.5%	-9.3%	-6.3%	-3.8%	-13.0%	0.7%	-7.3%	-4.4%	-4.5%
平成27年度	-4.0%	-6.0%	3.5%	-2.3%	-3.2%	-7.6%	-5.8%	6.2%	1.0%	-0.7%	6.3%	-3.6%
平成28年度	-12.6%	-4.1%	-4.5%	-12.1%	1.6%	-1.8%	-12.0%	-5.7%	-10.6%	-8.2%	-10.4%	-4.6%
平成29年度	-3.0%	-6.2%	-9.0%	-7.5%	-8.0%	-6.6%	-3.5%	-7.1%	0.8%	-6.8%	-8.1%	-9.5%
平成30年度	-9.6%	4.4%	-9.1%	0.4%	-4.1%	-14.0%	1.1%	0.4%	-8.0%	-2.8%	-5.3%	-6.7%
令和元年度	-6.2%	-13.6%	-7.1%	-6.6%	-9.4%	-1.7%	-10.2%	-10.1%	-7.6%	-7.4%	-6.5%	-8.8%
令和2年度	-9.6%	-22.7%	-10.3%	-10.2%	-11.8%	-1.3%	-6.1%	-9.4%	-4.1%	-3.9%	-7.0%	3.0%

※ 上記の保護の廃止世帯数には、転出によるものや一時的性格の扶助のみを受給していたことによる保護の廃止は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の廃止世帯数は、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

⑥ 保護の停止世帯数の推移

全世帯

[停止世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	6,138	6,315	6,699	6,862	6,915	7,025	7,080	7,109	6,966	6,818	6,945	6,764
平成25年度	6,844	6,963	7,412	7,541	8,015	8,297	8,369	8,524	8,405	8,311	8,349	8,085
平成26年度	7,919	7,894	8,250	8,365	8,527	8,694	8,556	8,407	8,344	8,152	8,201	7,776
平成27年度	7,523	7,713	8,165	8,405	8,781	8,876	8,752	8,695	8,485	8,411	8,501	8,335
平成28年度	8,191	8,381	8,779	8,882	9,164	9,172	9,053	8,773	8,478	8,196	8,104	7,779
平成29年度	7,728	7,858	8,227	8,478	8,721	8,619	8,493	8,490	8,447	8,337	8,320	7,948
平成30年度	7,638	7,858	8,386	8,663	8,839	8,851	8,585	8,326	8,258	8,134	8,072	7,684
令和元年度	7,424	7,553	8,047	8,173	8,499	8,508	8,429	8,137	7,965	7,868	7,881	7,522
令和2年度	7,241	7,396	7,596	7,571	7,716	7,741	7,489	7,330	7,328	7,286	7,369	7,162

[停止世帯増減数(対前月)]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	254	177	384	163	53	110	55	29	-143	-148	127	-181
平成25年度	80	119	449	129	474	282	72	155	-119	-94	38	-264
平成26年度	-166	-25	356	115	162	167	-138	-149	-63	-192	49	-425
平成27年度	-253	190	452	240	376	95	-124	-57	-210	-74	90	-166
平成28年度	-144	190	398	103	282	8	-119	-280	-295	-282	-92	-325
平成29年度	-51	130	369	251	243	-102	-126	-3	-43	-110	-17	-372
平成30年度	-310	220	528	277	176	12	-266	-259	-68	-124	-62	-388
令和元年度	-260	129	494	126	326	9	-79	-292	-172	-97	13	-359
令和2年度	-281	155	200	-25	145	25	-252	-159	-2	-42	83	-207

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	11.5%	10.3%	10.6%	9.9%	15.9%	18.1%	18.2%	19.9%	20.7%	21.9%	20.2%	19.5%
平成26年度	15.7%	13.4%	11.3%	10.9%	6.4%	4.8%	2.2%	-1.4%	-0.7%	-1.9%	-1.8%	-3.8%
平成27年度	-5.0%	-2.3%	-1.0%	0.5%	3.0%	2.1%	2.3%	3.4%	1.7%	3.2%	3.7%	7.2%
平成28年度	8.9%	8.7%	7.5%	5.7%	4.4%	3.3%	3.4%	0.9%	-0.1%	-2.6%	-4.7%	-6.7%
平成29年度	-5.7%	-6.2%	-6.3%	-4.5%	-4.8%	-6.0%	-6.2%	-3.2%	-0.4%	1.7%	2.7%	2.2%
平成30年度	-1.2%	0.0%	1.9%	2.2%	1.4%	2.7%	1.1%	-1.9%	-2.2%	-2.4%	-3.0%	-3.3%
令和元年度	-2.8%	-3.9%	-4.0%	-5.7%	-3.8%	-3.9%	-1.8%	-2.3%	-3.5%	-3.3%	-2.4%	-2.1%
令和2年度	-2.5%	-2.1%	-5.6%	-7.4%	-9.2%	-9.0%	-11.2%	-9.9%	-8.0%	-7.4%	-6.5%	-4.8%

※ 各月の停止世帯数は、月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯の数。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の停止世帯数の変化は、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

⑦ 保護の開始世帯数の推移（1／3）

全世帯

[開始世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	20,035	22,124	21,303	22,182	20,619	19,052	20,824	20,200	18,672	16,679	18,004	19,817
平成25年度	18,745	19,747	17,954	20,118	17,903	16,849	18,537	17,668	17,583	15,612	16,381	18,450
平成26年度	17,569	18,094	16,784	18,961	16,179	17,179	17,915	15,934	16,804	15,017	15,973	19,290
平成27年度	17,520	16,489	18,109	18,514	15,694	16,302	16,915	16,203	16,540	14,288	15,736	18,651
平成28年度	15,930	15,721	16,276	15,789	15,992	16,255	15,571	16,440	15,449	13,756	15,054	18,043
平成29年度	14,837	16,257	15,838	15,516	15,465	15,251	15,091	15,586	14,843	12,973	13,848	16,782
平成30年度	14,033	16,163	14,537	15,758	15,329	13,922	15,789	16,082	14,438	13,129	13,766	15,957
令和元年度	15,110	14,071	14,398	16,890	14,150	14,329	15,617	14,623	14,883	13,124	13,140	16,966
令和2年度	17,573	15,386	13,405	13,972	12,847	14,764	14,921	14,913	15,429	14,320	14,639	18,487

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	-6.4%	-10.7%	-15.7%	-9.3%	-13.2%	-11.6%	-11.0%	-12.5%	-5.8%	-6.4%	-9.0%	-6.9%
平成26年度	-6.3%	-8.4%	-6.5%	-5.8%	-9.6%	2.0%	-3.4%	-9.8%	-4.4%	-3.8%	-2.5%	4.6%
平成27年度	-0.3%	-8.9%	7.9%	-2.4%	-3.0%	-5.1%	-5.6%	1.7%	-1.6%	-4.9%	-1.5%	-3.3%
平成28年度	-9.1%	-4.7%	-10.1%	-14.7%	1.9%	-0.3%	-7.9%	1.5%	-6.6%	-3.7%	-4.3%	-3.3%
平成29年度	-6.9%	3.4%	-2.7%	-1.7%	-3.3%	-6.2%	-3.1%	-5.2%	-3.9%	-5.7%	-8.0%	-7.0%
平成30年度	-5.4%	-0.6%	-8.2%	1.6%	-0.9%	-8.7%	4.6%	3.2%	-2.7%	1.2%	-0.6%	-4.9%
令和元年度	7.7%	-12.9%	-1.0%	7.2%	-7.7%	2.9%	-1.1%	-9.1%	3.1%	0.0%	-4.5%	6.3%
令和2年度	16.3%	9.3%	-6.9%	-17.3%	-9.2%	3.0%	-4.5%	2.0%	3.7%	9.1%	11.4%	9.0%

高齢者世帯

[開始世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	5,074	5,831	5,369	5,721	5,318	5,036	5,449	5,853	5,104	4,763	5,000	5,669
平成25年度	5,189	5,563	4,909	5,788	4,911	4,818	5,315	5,216	5,154	4,857	4,971	5,755
平成26年度	5,207	5,608	4,930	5,903	4,808	5,406	5,513	5,140	5,373	4,887	5,150	6,627
平成27年度	5,550	5,477	5,836	6,256	5,091	5,536	5,655	5,637	5,688	5,061	5,493	6,708
平成28年度	5,292	5,379	5,298	5,418	5,264	5,619	5,241	5,978	5,562	5,107	5,523	6,758
平成29年度	5,185	5,904	5,587	5,662	5,539	5,638	5,371	5,860	5,451	4,988	5,150	6,530
平成30年度	5,133	6,198	5,325	6,013	5,619	5,238	5,841	6,373	5,379	5,306	5,338	6,386
令和元年度	5,549	5,580	5,436	6,695	5,318	5,618	6,008	5,925	5,655	5,339	4,960	6,738
令和2年度	5,709	5,424	4,768	5,282	4,573	5,811	5,720	6,026	5,842	5,559	5,379	7,496

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	2.3%	-4.6%	-8.6%	1.2%	-7.7%	-4.3%	-2.5%	-10.9%	1.0%	2.0%	-0.6%	1.5%
平成26年度	0.3%	0.8%	0.4%	2.0%	-2.1%	12.2%	3.7%	-1.5%	4.2%	0.6%	3.6%	15.2%
平成27年度	6.6%	-2.3%	18.4%	6.0%	5.9%	2.4%	2.6%	9.7%	5.9%	3.6%	6.7%	1.2%
平成28年度	-4.6%	-1.8%	-9.2%	-13.4%	3.4%	1.5%	-7.3%	6.0%	-2.2%	0.9%	0.5%	0.7%
平成29年度	-2.0%	9.8%	5.5%	4.5%	5.2%	0.3%	2.5%	-2.0%	-2.0%	-2.3%	-6.8%	-3.4%
平成30年度	-1.0%	5.0%	-4.7%	6.2%	1.4%	-7.1%	8.8%	8.8%	-1.3%	6.4%	3.7%	-2.2%
令和元年度	8.1%	-10.0%	2.1%	11.3%	-5.4%	7.3%	2.9%	-7.0%	5.1%	0.6%	-7.1%	5.5%
令和2年度	2.9%	-2.8%	-12.3%	-21.1%	-14.0%	3.4%	-4.8%	1.7%	3.3%	4.1%	8.4%	11.2%

※ 上記の保護の開始世帯数には、転入による保護の開始は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の開始世帯数の変化には、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

⑦ 保護の開始世帯数の推移（2 / 3）

母子世帯

[開始世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	1,477	1,733	1,562	1,612	1,292	1,486	1,581	1,532	1,219	1,122	1,187	1,389
平成25年度	1,347	1,457	1,260	1,484	1,160	1,350	1,420	1,338	1,203	1,025	1,109	1,347
平成26年度	1,323	1,411	1,271	1,338	1,090	1,296	1,340	1,187	1,168	999	1,082	1,390
平成27年度	1,262	1,239	1,304	1,337	1,043	1,241	1,183	1,071	1,007	902	960	1,222
平成28年度	1,046	1,025	1,039	1,040	1,002	1,126	1,028	1,121	889	826	901	1,082
平成29年度	899	992	900	911	860	1,032	905	936	873	739	787	927
平成30年度	827	939	798	943	830	868	969	937	804	675	766	849
令和元年度	872	778	792	930	711	847	867	724	838	566	699	803
令和2年度	1,095	689	511	570	596	610	641	667	754	568	635	773

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	-8.8%	-15.9%	-19.3%	-7.9%	-10.2%	-9.2%	-10.2%	-12.7%	-1.3%	-8.6%	-6.6%	-3.0%
平成26年度	-1.8%	-3.2%	0.9%	-9.8%	-6.0%	-4.0%	-5.6%	-11.3%	-2.9%	-2.5%	-2.4%	3.2%
平成27年度	-4.6%	-12.2%	2.6%	-0.1%	-4.3%	-4.2%	-11.7%	-9.8%	-13.8%	-9.7%	-11.3%	-12.1%
平成28年度	-17.1%	-17.3%	-20.3%	-22.2%	-3.9%	-9.3%	-13.1%	4.7%	-11.7%	-8.4%	-6.1%	-11.5%
平成29年度	-14.1%	-3.2%	-13.4%	-12.4%	-14.2%	-8.3%	-12.0%	-16.5%	-1.8%	-10.5%	-12.7%	-14.3%
平成30年度	-8.0%	-5.3%	-11.3%	3.5%	-3.5%	-15.9%	7.1%	0.1%	-7.9%	-8.7%	-2.7%	-8.4%
令和元年度	5.4%	-17.1%	-0.8%	-1.4%	-14.3%	-2.4%	-10.5%	-22.7%	4.2%	-16.1%	-8.7%	-5.4%
令和2年度	25.6%	-11.4%	-35.5%	-38.7%	-16.2%	-28.0%	-26.1%	-7.9%	-10.0%	0.4%	-9.2%	-3.7%

傷病者・障害者世帯

[開始世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	6,156	6,547	6,414	6,593	6,345	5,787	6,315	5,972	5,744	4,992	5,558	5,953
平成25年度	5,642	5,723	5,348	5,843	5,442	4,943	5,546	5,350	5,171	4,654	4,903	5,345
平成26年度	5,248	4,956	4,732	5,284	4,743	4,889	5,143	4,488	4,752	4,259	4,501	5,114
平成27年度	4,902	4,444	5,073	4,986	4,416	4,347	4,640	4,476	4,580	3,819	4,296	4,912
平成28年度	4,297	4,129	4,373	4,176	4,316	4,274	4,177	4,318	4,065	3,474	3,922	4,670
平成29年度	3,858	4,125	4,112	4,007	4,047	3,811	4,011	4,077	3,840	3,364	3,615	4,321
平成30年度	3,639	4,027	3,771	4,016	4,016	3,465	4,003	3,951	3,820	3,196	3,480	3,975
令和元年度	3,880	3,402	3,728	4,213	3,618	3,539	4,034	3,672	3,767	3,207	3,413	4,135
令和2年度	4,042	3,168	3,065	3,427	3,183	3,511	3,523	3,543	3,670	3,250	3,386	4,248

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	-8.3%	-12.6%	-16.6%	-11.4%	-14.2%	-14.6%	-12.2%	-10.4%	-10.0%	-6.8%	-11.8%	-10.2%
平成26年度	-7.0%	-13.4%	-11.5%	-9.6%	-12.8%	-1.1%	-7.3%	-16.1%	-8.1%	-8.5%	-8.2%	-4.3%
平成27年度	-6.6%	-10.3%	7.2%	-5.6%	-6.9%	-11.1%	-9.8%	-0.3%	-3.6%	-10.3%	-4.6%	-3.9%
平成28年度	-12.3%	-7.1%	-13.8%	-16.2%	-2.3%	-1.7%	-10.0%	-3.5%	-11.2%	-9.0%	-8.7%	-4.9%
平成29年度	-10.2%	-0.1%	-6.0%	-4.0%	-6.2%	-10.8%	-4.0%	-5.6%	-5.5%	-3.2%	-7.8%	-7.5%
平成30年度	-5.7%	-2.4%	-8.3%	0.2%	-0.8%	-9.1%	-0.2%	-3.1%	-0.5%	-5.0%	-3.7%	-8.0%
令和元年度	6.6%	-15.5%	-1.1%	4.9%	-9.9%	2.1%	0.8%	-7.1%	-1.4%	0.3%	-1.9%	4.0%
令和2年度	4.2%	-6.9%	-17.8%	-18.7%	-12.0%	-0.8%	-12.7%	-3.5%	-2.6%	1.3%	-0.8%	2.7%

※ 上記の保護の開始世帯数には、転入による保護の開始は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の開始世帯数の変化には、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

⑦ 保護の開始世帯数の推移（3 / 3）

その他の世帯（※）

[開始世帯数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	7,328	8,013	7,958	8,256	7,664	6,743	7,479	6,843	6,605	5,802	6,259	6,806
平成25年度	6,567	7,004	6,437	7,003	6,390	5,738	6,256	5,764	6,055	5,076	5,398	6,003
平成26年度	5,791	6,119	5,851	6,436	5,538	5,588	5,919	5,119	5,511	4,872	5,240	6,159
平成27年度	5,806	5,329	5,896	5,935	5,144	5,178	5,437	5,019	5,265	4,506	4,987	5,809
平成28年度	5,295	5,188	5,566	5,155	5,410	5,236	5,125	5,023	4,933	4,349	4,708	5,533
平成29年度	4,895	5,236	5,239	4,936	5,019	4,770	4,804	4,713	4,679	3,882	4,296	5,004
平成30年度	4,434	4,999	4,643	4,786	4,864	4,351	4,976	4,821	4,435	3,952	4,182	4,747
令和元年度	4,809	4,311	4,442	5,052	4,503	4,325	4,708	4,302	4,623	4,012	4,068	5,290
令和2年度	6,727	6,105	5,061	4,693	4,495	4,832	5,037	4,677	5,163	4,943	5,239	5,970

[対前年度同月比]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	-10.4%	-12.6%	-19.1%	-15.2%	-16.6%	-14.9%	-16.4%	-15.8%	-8.3%	-12.5%	-13.8%	-11.8%
平成26年度	-11.8%	-12.6%	-9.1%	-8.1%	-13.3%	-2.6%	-5.4%	-11.2%	-9.0%	-4.0%	-2.9%	2.6%
平成27年度	0.3%	-12.9%	0.8%	-7.8%	-7.1%	-7.3%	-8.1%	-2.0%	-4.5%	-7.5%	-4.8%	-5.7%
平成28年度	-8.8%	-2.6%	-5.6%	-13.1%	5.2%	1.1%	-5.7%	0.1%	-6.3%	-3.5%	-5.6%	-4.8%
平成29年度	-7.6%	0.9%	-5.9%	-4.2%	-7.2%	-8.9%	-6.3%	-6.2%	-5.1%	-10.7%	-8.8%	-9.6%
平成30年度	-9.4%	-4.5%	-11.4%	-3.0%	-3.1%	-8.8%	3.6%	2.3%	-5.2%	1.8%	-2.7%	-5.1%
令和元年度	8.5%	-13.8%	-4.3%	5.6%	-7.4%	-0.6%	-5.4%	-10.8%	4.2%	1.5%	-2.7%	11.4%
令和2年度	39.9%	41.6%	13.9%	-7.1%	-0.2%	11.7%	7.0%	8.7%	11.7%	23.2%	28.8%	12.9%

※ 上記の保護の開始世帯数には、転入による保護の開始は含まれない。

※ 検証結果を踏まえて段階的に実施された生活扶助基準の見直しは、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月に実施されたが、上記の保護の開始世帯数の変化には、生活扶助基準の見直し以外の様々な要因によるものを含む。

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

⑧ 教育扶助及び高等学校等就学費に係る基準額の変化の状況

小・中・高 校生の数	該当世帯数			教育扶助の基準額＋ 高等学校等就学費の基本額		見直しの影響			
	うち 小学生	うち 中学生	うち 高校生等	実数	割合	見直し以前(A)	見直し後(B)	金額 (B)-(A)	率 (B)/(A)-100%
子1人	1人	0人	0人	22,702世帯	40.33%	2,210円	2,600円	390円	17.6%
	0人	1人	0人	14,679世帯	26.08%	4,290円	5,100円	810円	18.9%
	0人	0人	1人	18,906世帯	33.59%	5,450円	5,300円	-150円	-2.8%
	小計			56,287世帯	100.00%	3,841円	4,159円	318円	8.3%
子2人	2人	0人	0人	7,693世帯	26.20%	4,420円	5,200円	780円	17.6%
	0人	2人	0人	1,964世帯	6.69%	8,580円	10,200円	1,620円	18.9%
	0人	0人	2人	2,431世帯	8.28%	10,900円	10,600円	-300円	-2.8%
	1人	1人	0人	6,818世帯	23.22%	6,500円	7,700円	1,200円	18.5%
	1人	0人	1人	4,084世帯	13.91%	7,660円	7,900円	240円	3.1%
	0人	1人	1人	6,375世帯	21.71%	9,740円	10,400円	660円	6.8%
	小計			29,365世帯	100.00%	7,323円	8,066円	743円	10.1%
子3人	3人	0人	0人	1,381世帯	13.65%	6,630円	7,800円	1,170円	17.6%
	0人	3人	0人	50世帯	0.49%	12,870円	15,300円	2,430円	18.9%
	0人	0人	3人	101世帯	1.00%	16,350円	15,900円	-450円	-2.8%
	2人	1人	0人	2,210世帯	21.84%	8,710円	10,300円	1,590円	18.3%
	2人	0人	1人	940世帯	9.29%	9,870円	10,500円	630円	6.4%
	1人	2人	0人	1,036世帯	10.24%	10,790円	12,800円	2,010円	18.6%
	0人	2人	1人	677世帯	6.69%	14,030円	15,500円	1,470円	10.5%
	1人	0人	2人	619世帯	6.12%	13,110円	13,200円	90円	0.7%
	0人	1人	2人	766世帯	7.57%	15,190円	15,700円	510円	3.4%
	1人	1人	1人	2,338世帯	23.11%	11,950円	13,000円	1,050円	8.8%
小計			10,118世帯	100.00%	10,708円	11,872円	1,164円	10.9%	
子4人	小計			2,539世帯	100.00%	14,063円	15,641円	1,578円	11.2%
子5人以上	小計			888世帯	100.00%	18,628円	20,715円	2,087円	11.2%
合計				99,197世帯		5,966円	6,544円	578円	9.7%

※ 教育扶助及び高等学校等就学費を受給する世帯（該当世帯）について、平成30年度被保護者調査（平成30年7月時点）に基づき、平成30年4月時点及び令和2年10月時点の基準額表を用いて、子の就学状況に応じた見直し前後の基準額を推計する。

※「該当世帯数」は、

- ・教育扶助の決定額が1円以上の世帯については小学生・中学生の世帯員数
 - ・高等学校等就学費の決定額が1円以上の世帯については高校生の世帯員数
 - ・教育扶助及び高等学校等就学費の決定額がいずれも1円以上の世帯については小学生・中学生・高校生の世帯員数
- により世帯類型を区分して集計。

⑨ 学習支援費の支給状況等（1 / 3）

学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		102,417	9,297	9.1%
教育扶助	小学生	61,194	1,595	2.6%
	中学生	41,223	7,702	18.7%
高等学校等就学費		39,180	6,353	16.2%

学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数(※)④	(④/③)
		27,415	13,059	47.6%
教育扶助	小学生	3,691	1,832	49.6%
	中学生	23,724	11,227	47.3%
高等学校等就学費		21,713	9,893	45.6%

学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		8,211
教育扶助	小学生	4,993
	中学生	8,711
高等学校等就学費		11,637

（参考）一般世帯における部活動の所属状況 （平成29年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁））

	部活動の所属状況	部活動の所属状況		
		運動部	文化部	両方
中学生	91.9%	71.6%	19.4%	0.9%
高等学校	81.0%	52.9%	26.5%	1.6%

※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告（全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告）をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

※ 「見直し前の水準以上の月」とは、見直し後の学習支援費の一月当たりの支給額が見直し前の月額（定額）（小学生：2,630円 中学生：4,450円 高等学校就学費：5,150円）を超える月をいう。なお、見直し前の学習支援費は、「課外のクラブ活動費」だけでなく、「家庭内学習費用」にも対応しているため、見直し前の水準と見直し後の水準を単純に比較することはできない。

⑨ 学習支援費の支給状況等（2 / 3）

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）の有無（有効回答のあった福祉事務所1,213か所中）

	該当数	割合
①事前の案内（周知）を行っている。	1,038	85.6%
②事前の案内（周知）を行っていない。	175	14.4%

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,200か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	368	30.4%
②おおむね10件中1～2件程度	258	21.3%
③おおむね10件中3～4件程度	111	9.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	150	12.4%
⑤おおむね10件中6～7件程度	78	6.5%
⑥おおむね10件中8～9件程度	135	11.2%
⑦全部	109	9.0%

事前給付による学習支援費の支給の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,209か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	679	56.6%
②おおむね10件中1～2件程度	229	19.1%
③おおむね10件中3～4件程度	86	7.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	87	7.3%
⑤おおむね10件中6～7件程度	39	3.3%
⑥おおむね10件中8～9件程度	41	3.4%
⑦全部	39	3.3%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるもの（複数選択可）（有効回答のあった福祉事務所981か所中）

	該当数	割合
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	311	31.7%
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	705	71.9%
③生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でなかった等により、事前に見積もり等を入手する手間をかけないこととした	751	76.6%
④その他	138	14.1%

※ 上記結果は、報告のあった福祉事務所（1,230か所）からの学習支援費の支給状況をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。

※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。

「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

⑨ 学習支援費の支給状況等（3 / 3）

○事前の案内(周知)を行っている福祉事務所の状況(1038か所)

①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		93,840	8,679	9.2%
教育扶助	小学生	56,145	1,468	2.6%
	中学生	37,695	7,211	19.1%
高等学校等就学費		35,924	5,929	16.5%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数(※)④	(④/③)
		26,408	12,318	46.6%
教育扶助	小学生	3,524	1,738	49.3%
	中学生	22,884	10,580	46.2%
高等学校等就学費		20,689	9,084	43.9%

③学習支援費の一月当たり支給額(平均)

		一月当たりの学習支援 費支給額(平均)⑤ (令和2年度内)
		8,038
教育扶助	小学生	4,948
	中学生	8,513
高等学校等就学費		11,404

○事前の案内(周知)を行っていない福祉事務所の状況(175か所)

①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		8,577	618	7.2%
教育扶助	小学生	5,049	127	2.5%
	中学生	3,528	491	13.9%
高等学校等就学費		3,256	424	13.0%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数(※)④	(④/③)
		1,007	741	73.6%
教育扶助	小学生	167	94	56.3%
	中学生	840	647	77.0%
高等学校等就学費		1,024	809	79.0%

③学習支援費の一月当たり支給額(平均)

		一月当たりの学習支援 費支給額(平均)⑤ (令和2年度内)
		12,746
教育扶助	小学生	5,949
	中学生	14,097
高等学校等就学費		16,357

参考

平成30年10月以降の生活扶助基準の見直し

生活扶助基準額(本体)の水準

- ・ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額が一般低所得世帯の消費水準と均衡しているとの平成29年検証における結果を踏まえ、平成30年は生活扶助基準額水準を据え置き。
- ・ 令和元年10月には、消費税率の引上げ等の影響を含む国民の消費動向等の社会経済情勢を総合的に勘案し、生活保護基準を+1.9%(ただし、生活扶助基準本体は軽減税率を加味して+1.4%)改定。

生活扶助基準の体系(年齢階級別、世帯人員数別、級地別)

- ・ 基準体系については、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額に乖離(ゆがみ)があるとの平成29年検証における結果(次頁)を踏まえ、その是正のための見直しを行った。

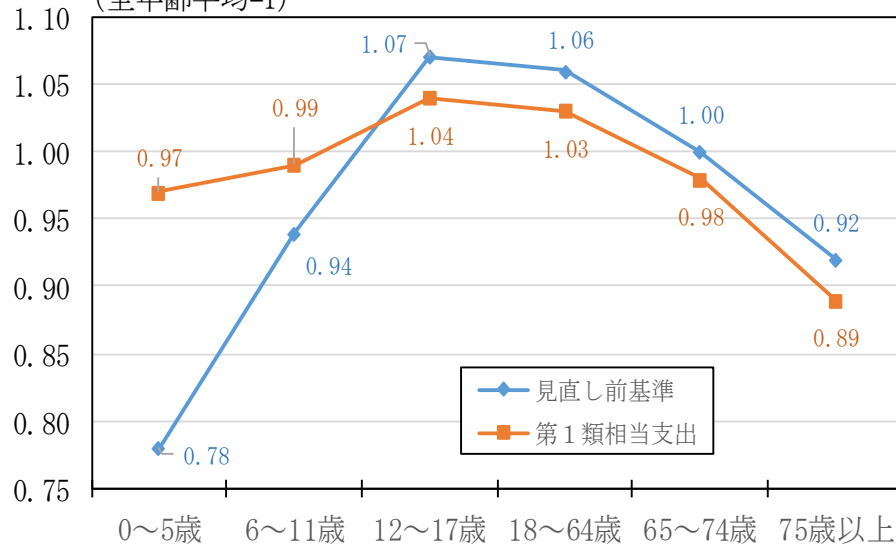
※ なお、平成29年基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」との指摘があったため、検証結果を踏まえた基準額の設定にあたっては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることとした。

(参考：①関連) 生活扶助基準見直しの概要 (2 / 3)

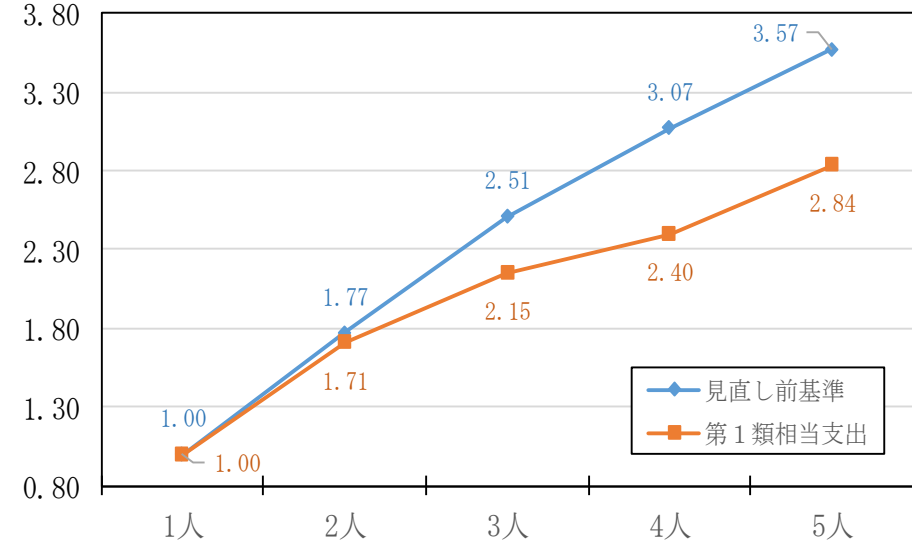
生活扶助の基準体系と消費実態との乖離 (平成29年検証結果)

《年齢に応じた水準 (第1類費)》

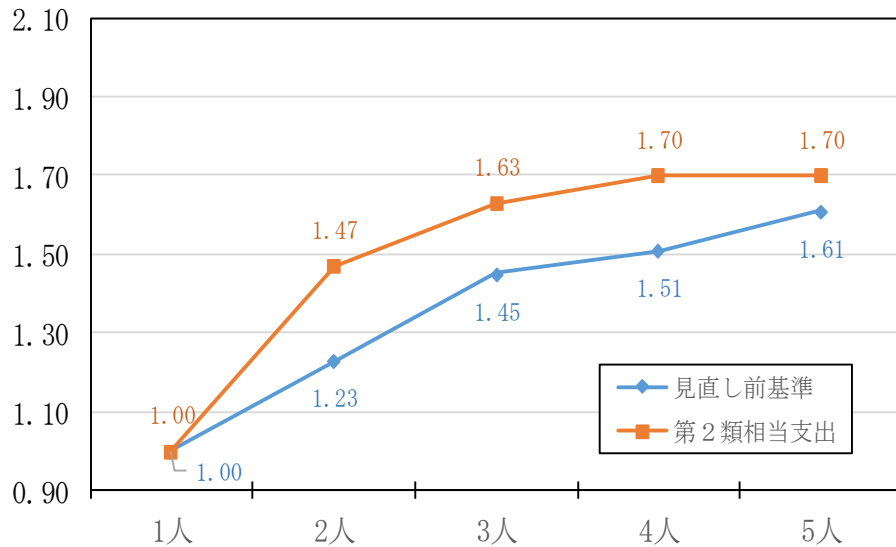
(全年齢平均=1)



《世帯人員に応じた水準 (第1類費)》

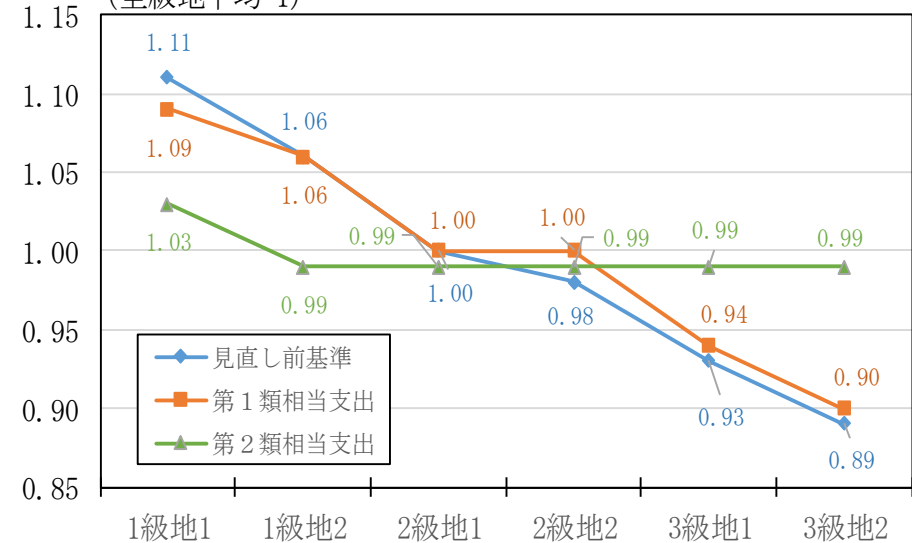


《世帯人員に応じた水準 (第2類費)》



《級地間較差》

(全級地平均=1)



(参考：①関連) 生活扶助基準見直しの概要 (3 / 3)

児童養育加算

平成30年4月基準			令和2年10月基準	
第1子及び第2子	3歳未満	15,000円	高校生までの子ども1人につき一律 10,190円	
	3歳以上～中学生まで	10,000円		
第3子以降	小学校修了前	15,000円		
	中学生	10,000円		
(高校生以上は支給対象としない)				

母子加算

平成30年4月基準				令和2年10月基準			
	子1人	子2人	子3人		子1人	子2人	子3人
1級地	22,790円	24,590円	25,510円	1級地	18,800円	23,600円	26,500円
2級地	21,200円	22,890円	23,740円	2級地	17,400円	21,800円	24,500円
3級地	19,620円	21,200円	21,980円	3級地	16,100円	20,200円	22,700円

- ※ 児童養育加算は、過去、児童手当の支給対象と支給額により設定していたが、平成29年検証の結果も踏まえ、平成30年10月には、補習教育や子どもの社会的活動費用などの子どもの健全育成にかかる費用として設定するよう見直しを行った。
- ※ 平成29年検証を踏まえた見直しにあたっては、見直し前の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の基準額の合計からの減額幅を5%以内に止める緩和措置（経過的加算による調整）を行った。

(参考：③関連) 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

生活保護受給世帯 (社会保障生計調査)

[高齢者単身世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	100,379	101,998	97,315	99,171	92,973	96,654
食料	30,836	32,892	31,569	31,595	28,241	29,991
住居	31,682	30,219	31,274	31,012	30,662	29,718
光熱・水道	8,404	10,575	8,339	10,058	8,867	10,936
家具・家事用品	4,015	4,489	3,643	4,092	4,413	4,399
被服及び履物	2,238	2,593	2,247	2,360	2,016	2,400
保健医療	2,837	2,931	2,882	2,914	3,221	3,211
交通・通信	5,255	5,169	5,205	5,291	6,004	5,666
教育	-	-	-	-	-	-
教養娯楽	4,729	4,337	4,443	4,101	3,723	3,817
その他	10,384	8,792	7,712	7,747	5,827	6,516
(再掲)住居・教育除く	68,697	71,778	66,041	68,159	62,311	66,936
実収入 (円)	112,269	117,651	109,616	113,301	108,980	111,848
(再掲)社会保障給付	97,837	99,078	94,827	99,409	98,654	101,662
(再掲)保護金品	72,970	70,385	63,041	67,261	64,413	65,325

一般世帯 (家計調査)

[高齢者単身世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	146,069	156,844	149,244	150,850	148,381	153,488
食料	41,893	43,105	42,126	41,075	42,168	43,560
住居	14,142	20,245	16,121	15,010	15,513	14,744
光熱・水道	11,444	14,311	11,564	14,285	11,770	13,661
家具・家事用品	6,301	5,688	4,767	5,330	6,167	4,982
被服及び履物	4,952	4,422	4,023	4,544	4,136	4,526
保健医療	8,588	7,888	8,896	8,507	9,738	8,775
交通・通信	14,325	13,837	14,774	16,039	13,975	14,463
教育	1	0	2	48	40	4
教養娯楽	19,935	18,520	18,178	19,782	16,456	18,532
その他	24,489	28,828	28,792	26,230	28,416	30,240
(再掲)住居・教育除く	131,926	136,599	133,120	135,792	132,827	138,740

[高齢者2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	132,263	137,741	135,610	141,346	129,192	135,390
食料	46,637	49,822	49,668	50,980	44,741	47,279
住居	33,649	32,469	35,589	35,313	33,688	33,414
光熱・水道	11,945	15,339	12,797	16,545	12,846	14,978
家具・家事用品	6,224	5,795	5,959	6,599	6,335	6,417
被服及び履物	2,621	3,405	2,901	3,193	2,747	2,816
保健医療	5,450	5,667	5,124	5,392	5,329	5,565
交通・通信	8,291	8,362	8,922	8,478	8,732	8,680
教育	93	22	110	46	24	18
教養娯楽	4,703	4,376	4,991	4,666	4,850	5,191
その他	12,650	12,484	9,549	10,133	9,901	11,032
(再掲)住居・教育除く	98,521	105,250	99,912	105,987	95,481	101,958
実収入 (円)	151,538	153,709	154,900	155,128	151,095	164,005
(再掲)社会保障給付	138,702	137,349	142,174	144,385	140,119	152,225
(再掲)保護金品	102,648	95,443	90,652	96,292	88,195	94,881

[高齢者2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	240,838	249,834	234,280	254,300	243,171	249,122
食料	75,160	76,975	74,117	77,302	76,535	77,429
住居	15,914	14,084	15,313	15,298	14,066	15,653
光熱・水道	17,322	22,149	17,751	21,621	17,894	21,146
家具・家事用品	10,599	9,646	9,627	9,432	11,408	9,452
被服及び履物	8,184	8,474	7,196	7,626	7,817	6,981
保健医療	15,642	16,933	15,580	16,594	16,577	16,846
交通・通信	25,402	28,166	26,587	29,165	27,361	27,275
教育	41	20	13	26	9	12
教養娯楽	28,596	27,078	27,175	26,797	28,040	26,153
その他	43,979	46,310	40,920	50,440	43,465	48,174
(再掲)住居・教育除く	224,884	235,730	218,954	238,977	229,096	233,457

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

(参考：③関連) 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

生活保護受給世帯 (社会保障生計調査)

[母子2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	182,762	175,106	168,400	175,349	159,658	165,509
食料	44,254	44,527	43,405	42,666	43,017	44,568
住居	39,418	37,094	39,020	40,564	33,508	32,227
光熱・水道	13,747	16,402	13,586	16,310	14,284	15,080
家具・家事用品	8,727	7,088	8,529	7,101	8,264	10,139
被服及び履物	7,842	9,940	7,288	9,552	7,401	9,126
保健医療	5,983	5,024	4,909	5,397	5,230	6,077
交通・通信	23,807	23,103	21,715	19,689	19,959	18,781
教育	10,236	8,812	7,181	12,966	8,257	8,365
教養娯楽	12,044	11,860	13,336	10,362	8,921	9,169
その他	16,705	11,256	9,431	10,742	10,817	11,976
(再掲)住居・教育除く	133,108	129,199	122,199	121,819	117,894	124,917
実収入 (円)	216,247	218,001	207,691	207,926	191,843	205,994
(再掲)社会保障給付	158,264	153,775	150,961	150,024	145,801	156,051
(再掲)保護金品	100,559	106,858	95,140	107,292	91,738	98,500

[母子3人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	209,591	208,279	179,459	194,033	195,725	203,551
食料	53,495	53,767	50,446	54,175	55,630	60,624
住居	43,111	45,582	39,901	40,534	37,299	31,990
光熱・水道	16,641	20,129	16,798	20,753	18,634	19,466
家具・家事用品	7,584	6,450	9,211	9,974	11,279	11,425
被服及び履物	11,432	12,967	10,249	11,622	11,440	14,869
保健医療	6,865	6,116	6,260	6,506	6,404	6,498
交通・通信	25,299	26,439	20,463	23,115	22,890	24,404
教育	13,734	13,153	7,726	9,333	10,119	7,730
教養娯楽	17,239	11,025	9,686	8,030	10,701	12,680
その他	14,191	12,651	8,718	9,992	11,330	13,865
(再掲)住居・教育除く	152,746	149,543	131,832	144,166	148,307	163,831
実収入 (円)	287,975	280,099	278,685	276,811	245,695	274,572
(再掲)社会保障給付	206,465	195,045	208,556	211,095	178,415	192,774
(再掲)保護金品	127,713	125,020	132,248	134,552	106,164	114,605

一般世帯 (家計調査)

[母子2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	243,106	227,648	208,249	219,753	234,228	206,154
食料	52,017	53,585	49,368	48,334	54,744	49,316
住居	38,386	39,805	40,119	30,382	25,036	25,758
光熱・水道	14,276	18,544	14,674	18,042	14,791	13,367
家具・家事用品	9,642	7,499	5,205	4,939	7,649	5,455
被服及び履物	9,631	10,161	8,782	10,132	12,045	12,491
保健医療	6,686	6,810	4,821	7,556	6,366	9,121
交通・通信	37,443	29,998	26,536	25,316	44,147	36,603
教育	24,294	11,437	16,432	18,739	12,724	9,909
教養娯楽	25,293	21,171	21,166	23,263	23,110	16,419
その他	25,438	28,638	21,144	33,051	33,615	27,714
(再掲)住居・教育除く	180,426	176,406	151,697	170,632	196,467	170,486

[母子3人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	220,325	224,339	212,096	277,978	228,836	261,940
食料	65,391	61,304	61,413	62,167	53,568	66,879
住居	25,137	37,271	22,851	21,196	28,834	22,785
光熱・水道	17,435	18,878	17,065	21,853	16,950	18,576
家具・家事用品	4,600	4,872	4,673	7,626	7,818	6,083
被服及び履物	10,980	10,018	9,976	11,583	8,885	14,855
保健医療	6,275	5,213	10,245	7,254	9,698	5,682
交通・通信	24,968	24,480	33,407	70,191	35,686	24,902
教育	31,069	22,574	15,474	23,669	27,565	46,201
教養娯楽	17,676	21,574	18,981	27,645	18,257	24,781
その他	16,795	18,155	18,010	24,793	21,575	31,196
(再掲)住居・教育除く	164,119	164,494	173,771	233,112	172,438	192,954

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。ただし、母子2人世帯、母子3人世帯については、一部の級地（2級地-2、3級地-2）においてサンプルが欠落する月が生じたため、当該月分の家計調査の結果はその前月のデータを使用。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

(参考：③関連) 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

生活保護受給世帯 (社会保障生計調査)

[その他(※)の単身世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	111,785	113,836	108,274	111,068	103,690	108,133
食料	30,503	31,153	30,412	31,317	28,314	30,309
住居	33,726	33,176	33,064	32,550	32,519	31,553
光熱・水道	8,231	10,265	9,010	10,799	8,917	10,372
家具・家事用品	4,676	4,663	4,624	5,208	3,970	4,577
被服及び履物	3,212	4,108	3,151	3,815	2,529	3,023
保健医療	3,215	3,424	3,446	3,062	3,316	3,377
交通・通信	9,641	10,601	10,215	10,280	12,296	11,575
教育	-	-	-	-	-	-
教養娯楽	6,039	5,834	6,201	5,234	4,977	5,571
その他	12,543	10,612	8,151	8,804	6,852	7,776
(再掲)住居・教育除く	78,059	80,660	75,210	78,519	71,171	76,580
実収入 (円)	128,102	131,754	123,987	126,726	119,911	125,023
(再掲) 社会保障給付	94,874	96,130	92,710	98,050	93,663	97,098
(再掲) 保護金品	82,835	82,413	84,242	90,493	79,586	85,569

[その他(※)の2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	147,283	154,340	144,420	151,804	139,011	145,477
食料	46,690	49,261	46,931	49,089	45,145	46,800
住居	34,830	35,224	34,556	33,935	30,852	32,267
光熱・水道	12,946	16,722	13,696	16,689	13,863	16,463
家具・家事用品	6,347	6,769	5,598	7,025	7,152	7,675
被服及び履物	4,030	4,184	3,209	3,757	3,401	3,848
保健医療	4,385	4,828	4,451	4,639	5,280	5,680
交通・通信	16,210	17,374	17,350	17,546	15,090	14,201
教育	42	123	-	229	196	258
教養娯楽	5,886	5,368	5,866	5,620	5,099	4,958
その他	15,918	14,488	12,763	13,277	12,933	13,327
(再掲)住居・教育除く	112,411	118,994	109,864	117,641	107,963	112,952
実収入 (円)	172,094	178,084	164,175	174,529	168,328	176,922
(再掲) 社会保障給付	128,622	133,268	127,230	136,576	129,434	137,761
(再掲) 保護金品	95,947	93,090	87,963	98,133	88,039	95,876

一般世帯 (家計調査)

[その他(※)の単身世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	176,501	178,709	167,593	177,335	188,460	166,935
食料	45,888	45,536	45,729	47,680	50,194	43,192
住居	26,758	29,303	25,638	29,035	28,298	24,998
光熱・水道	8,781	11,074	9,770	10,969	9,037	10,623
家具・家事用品	4,809	3,778	5,028	4,794	5,451	5,161
被服及び履物	7,199	7,648	6,291	7,921	8,089	6,950
保健医療	5,934	5,825	6,088	6,089	7,021	6,222
交通・通信	22,936	27,349	26,500	25,281	27,499	25,818
教育	0	2	-	1	-	1
教養娯楽	19,049	22,468	21,604	20,044	22,535	20,633
その他	35,146	25,728	20,945	25,521	30,335	23,338
(再掲)住居・教育除く	149,743	149,404	141,955	148,299	160,161	141,937

[その他(※)の2人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額 (円)	270,560	283,596	266,131	281,582	274,187	268,222
食料	73,253	76,614	71,439	75,299	72,899	73,176
住居	20,087	22,306	22,422	23,305	21,208	21,188
光熱・水道	16,945	21,062	16,979	20,681	17,398	19,742
家具・家事用品	11,172	10,961	10,461	10,708	12,043	9,617
被服及び履物	10,828	12,140	10,553	11,740	10,672	9,949
保健医療	12,290	12,926	12,254	14,185	13,188	13,426
交通・通信	40,729	42,091	40,135	42,231	43,036	40,629
教育	708	228	373	728	284	407
教養娯楽	30,184	29,789	28,955	29,435	31,378	26,928
その他	54,365	55,479	52,559	53,270	52,081	53,161
(再掲)住居・教育除く	249,765	261,062	243,336	257,549	252,695	246,627

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯(社会保障生計調査)と一般世帯(家計調査)のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

(参考：③関連) 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費

社会保障審議会生活保護基準部会
(第43回) 資料2より修正 (赤字)

生活保護受給世帯 (社会保障生計調査)

[その他(※)の3人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額(円)	194,824	190,978	187,901	174,678	183,508	194,721
食料	53,438	55,211	53,335	48,086	56,680	57,210
住居	38,497	35,146	35,275	35,303	32,420	32,719
光熱・水道	19,533	23,500	19,957	24,311	20,345	23,042
家具・家事用品	9,911	7,879	10,350	8,228	9,293	10,027
被服及び履物	7,887	8,135	7,836	4,630	7,932	11,436
保健医療	5,934	6,766	5,728	5,304	8,204	9,271
交通・通信	24,239	21,885	22,827	20,932	21,694	20,351
教育	1,621	1,621	4,573	801	7,190	4,768
教養娯楽	9,287	8,678	11,608	10,205	6,433	8,324
その他	24,477	22,159	16,411	16,878	13,316	17,572
(再掲)住居・教育除く	154,706	154,212	148,053	138,574	143,898	157,234
実収入(円)	223,116	242,267	207,805	194,110	228,157	238,076
(再掲)社会保障給付	154,114	158,307	162,171	155,139	187,239	174,524
(再掲)保護金品	112,507	115,155	115,507	116,250	120,815	112,691

一般世帯 (家計調査)

[その他(※)の3人世帯]

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額(円)	290,143	292,838	297,136	300,624	308,999	298,853
食料	80,612	82,130	80,517	81,294	83,647	84,254
住居	19,347	17,722	20,389	19,685	19,797	20,984
光熱・水道	20,510	25,293	20,277	24,305	20,772	23,410
家具・家事用品	11,406	11,125	12,272	11,023	13,772	10,786
被服及び履物	11,263	12,547	11,349	12,922	11,961	11,727
保健医療	13,084	14,308	13,380	13,637	14,162	15,469
交通・通信	42,139	41,077	44,814	43,727	45,788	42,442
教育	9,183	7,493	12,437	11,394	12,432	7,070
教養娯楽	30,948	27,432	29,381	28,908	31,767	29,979
その他	51,652	53,711	52,322	53,728	54,901	52,730
(再掲)住居・教育除く	261,613	267,622	264,310	269,545	276,770	270,799

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯(社会保障生計調査)と一般世帯(家計調査)のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

○生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

○「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」

(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)(抄)

(略)

1 保護の停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

(略)